

地球温暖化対策計画書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	東邦不動産株式会社
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	名古屋市熱田区桜田町19番18号
工場等の名称	邦和みなとスポーツ&カルチャー・邦和セミナープラザ
工場等の所在地	名古屋市港区港栄1丁目8番23号
業種	サービス業(他に分類されないもの)
業務部門における 建築物の主たる用途	その他
建築物の所有形態	自社ビル等(自ら所有し自ら使用している建築物)
事業の概要	スポーツ施設および研修・宿泊施設
計画期間	令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和4年8月18日 ~ 令和7年3月31日		
公表方法	○	掲示 閲覧	(場所) 邦和みなとスポーツ&カルチャー 管理棟1階事務所
		ホーム ページ	(HPアドレス)
		冊子	(冊子名・ 入手方法)
		その他	(その他詳細)
公表に係る問合せ先	052-654-0791		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

当社は地球温暖化対策をはじめとする地球環境保全の重要性を認識し、事業活動のあらゆる分野を通じて、持続的発展が可能な社会の実現に貢献する。

1. 環境関連法規を遵守する。
環境に関する法令や規則を遵守し、必要に応じて自主基準を定める。
2. 省エネルギーを推進する。
電気、水道、ガスなどのエネルギー使用量の削減に努める。
省エネルギーに対応したシステム・工法を積極的に採用する。
3. 循環型社会に寄与する。
リサイクル資材や物品を積極的に採用する。
廃棄物の削減、リサイクルの推進に努める。
4. 環境教育、啓発活動を推進する。
従業員に定期的に環境教育を行う。
当社のお客さま、関係する事業者に対して環境活動への理解、協力を呼びかける。
5. 環境情報を発信するとともに環境社会づくりに貢献する。
さまざまな広報媒体や手段を通じて、環境の情報や活動状況を発信する。
緑化の推進を通じて、広く地域社会の環境保全に寄与する。

(2) 地球温暖化対策の推進体制

〔環境委員会〕

委員長：取締役社長

事務局長：企画総務部長

委員：事業部長・副事業部長・企画総務部長

〔推進体制〕

環境統括者 環境推進者 環境監査員

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 3 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		1,966	t-CO ₂
① （温室効果ガス 換算）	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）		1,966	t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量
------------------	------

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 6 年度	
			目標排出量		目標削減率	
温室効果ガス 総 排 出 量	1,966	t-CO ₂	1,964	t-CO ₂	0.1	%

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 6 年度	
			目標排出量		目標削減率	
原単位あたりの 排 出 量		CO ₂		CO ₂		%

（2）目標設定の考え方

2021年度はコロナ制限が緩和され、ほぼ通常営業としており、今後は、当該施設の利用客増加が見込まれており、LED化の計画も本年度で終了するため、昨年度までは目標削減率は1%であったが0.1%を目標とする。

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギー・省資源行動の実践	・空調機器のタイマーコントロールの徹底。	・エアハンドリングユニットについて、中央監視装置にて空調スケジュール設定を行っている。
省エネルギー・省資源行動の実践	・廊下・ホールなど共用スペースは必要な照度を確保した上で間引き点灯する。 ・使用していない部屋の照明は消灯する。 ・トイレ照明の人感センサー化を進める。 ・照明のLED化を進める。	・2019年度から計画的に各施設のLED化を進めていく
省エネルギー・省資源行動の実践	・離席時にはパソコンモニター電源をOFFにする。 ・OA機器（プリンタ、コピー、FAX等）は不要時電源をOFFにする。	・スリープ機能を併用して節電に努める。
省エネルギー・省資源行動の実践	・長時間運転するファンのVベルトを省エネベルトに交換する。	・使用期間が長いVベルトは積極的に省エネベルトに交換していく。
廃棄物の排出抑制	・両面コピーの徹底をする。 ・OA用紙の分別回収を徹底する。	・OA用紙の回収BOXに分別用シールを貼り、分別ミスをゼロにする。
自動車に関する対策	・マイクロバス、送迎用バスのアイドリングストップを徹底する。 ・急加速・急発進をしないアクセルコントロールを心掛ける。	・アイドリングストップ、エコ運転に努める。

指針第1号様式

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

--

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

環境省策定「エコアクション21」の認証取得更新を継続し、外部アドバイザーの助言をもとに環境課題を設定し、取り組む。

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

取引先・関連会社と共同し、省エネ・CO2削減へ取り組む「みなとアクルス低炭素協議会」の定期開催を継続する。